

平成 30 年 3 月 20 日

事務担当者様

日本 IT ソフトウェア企業年金基金

### 日本年金機構の届出様式の変更（マイナンバー対応）について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本年金機構（年金事務所）が本年 3 月 5 日より適用関係の届出様式の一部を個人番号（マイナンバー）に対応したものに変更しました。この変更に関する、当基金の届出事務についての留意点は下記のとおりです。

#### 記

#### ア 「加入者資格取得届」には基礎年金番号をご記入ください。

日本年金機構に提出する厚生年金の「被保険者資格取得届」には原則として個人番号を記入し、やむを得ず個人番号の提供を受けられない場合などは基礎年金番号を記入するという取扱いになりました。

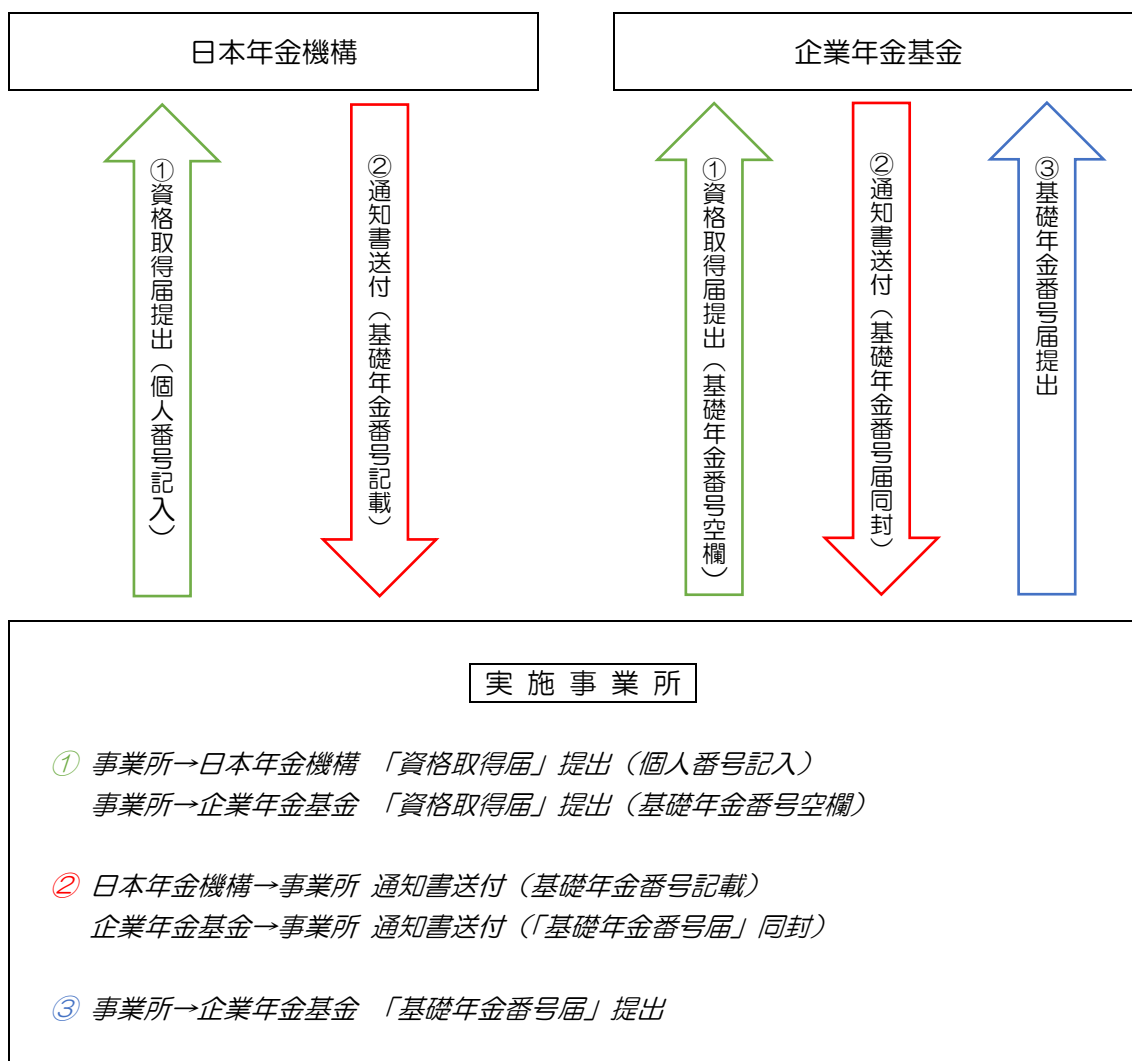
しかし、当基金では、ご本人が加入者資格を喪失した後、企業年金連合会を通じて日本年金機構に住所を照会する事務や一時金相当額の移受換に関する事務に基礎年金番号が必要になります。

**当基金に提出する「加入者資格取得届」には個人番号は記入せず、必ず基礎年金番号をご記入ください。**20 歳未満の方を採用したときなど基礎年金番号がわからない場合は、基礎年金番号欄は空欄でご提出ください。

「加入者資格取得届」の基礎年金番号欄が空欄で提出された場合、後日、当基金が送付する通知書とともに「基礎年金番号届」を同封します。日本年金機構から送付された通知書記載の基礎年金番号をこの届に記入し、当基金にご提出ください。

※加入者資格の喪失後に年金や一時金を支給する際、税務処理に個人番号が必要になるケースがありますが、ご本人に提供をお願いするか、または企業年金連合会を通じて提供を受けますので、事業所に提供をお願いすることはありません。

\*新規加入者の基礎年金番号がわからない場合



イ 加入者の氏名が変わったときは、引き続き「加入者に関する変更(訂正)届」のご提出が必要です。

婚姻などにより加入者の氏名が変わったとき、基礎年金番号と個人番号が結びついていない方であれば、厚生年金の「被保険者氏名変更(訂正)届」を日本年金機構に提出する必要がなくなりましたが、当基金にはこれまでどおり「加入者に関する変更(訂正)届」をご提出いただく必要があります。

※加入中の加入者の住所変更については、従来から当基金への届出は不要です。

以上

〈お問い合わせ〉  
電話：03-5114-5517 (代表)